

基安安発 0731 第 1 号
基安労発 0731 第 1 号
基安化発 0731 第 1 号
平成 21 年 7 月 31 日

都道府県労働局労働基準部
安全衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
(公 印 省 略)

平成 21 年度中小規模事業場を対象とした
危険性又は有害性等の調査等普及促進等事業実施細目について

標記事業については、平成 21 年 5 月 21 日付け基安安発第 0521001 号、基安労発第 0521001 号、基安化発第 0521001 号「平成 21 年度中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査等普及促進等事業」に係る対象候補事業場の把握等について」の別添「委託事業実施計画書(抄)」に基づき実施することとされているが、本事業の実施にあたり、別添 1 のとおり「平成 21 年度中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査等普及促進等事業実施細目」(以下「実施細目」という。)を定めたので、了知するとともに、下記の事項に留意の上、本事業の円滑な実施に努められたい。

なお、社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長に対しては、別添 2 のとおり通知していることを申し添える。

記

- 1 労働安全衛生コンサルタント会の支部等から、実施細目の第1の2に示す打合せ会について貴課に対し担当官の出席方依頼があった場合には、これに応じるとともに、必要な指導を行うこと。
- 2 安全衛生診断の実施後、対象事業場から都道府県労働局長あて「安全衛生診断改善報告書」（様式3）が提出されるが、当該報告書の内容を点検し、安全管理上又は労働衛生管理上その改善が不十分と判断される事項については、対象事業場に対して必要な指導等を実施し改善措置を講じさせること。

(別添 1)

平成 21 年度中小規模事業場を対象とした
危険性又は有害性等の調査等普及促進等事業実施細目

目 次

- 第 1 平成 21 年度中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査等普及促進等事業の概要
 - 1 事業の委託について
 - 2 安全衛生診断実施打合せ会の開催について
 - 3 安全衛生診断の実施について
 - 4 安全衛生診断実施結果報告書の作成及び報告について
 - 4-1 リスクアセスメント診断（一般）の場合
 - 4-2 リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）の場合
 - 5 安全衛生診断実施後の措置について
 - 5-1 リスクアセスメント診断（一般）の場合
 - 5-2 リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）の場合
 - 6 安全衛生診断実施結果の報告について
 - 7 高年齢労働者の安全衛生対策の改善報告事例集の作成
- 第 2 対象事業場
 - 1 選定基準について
 - 1-1 リスクアセスメント診断（一般）の場合
 - 1-2 リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）の場合
 - 2 対象事業場の変更等について
- 第 3 安全衛生診断員
 - 1 安全衛生診断員の要件について
 - 2 安全衛生診断を実施する際の安全衛生診断員の基本的な態度について
- 第 4 安全衛生診断実施上の留意事項
 - 1 選定基準区分別の安全衛生診断の実施について
 - 1-1 リスクアセスメント診断（一般）の場合
 - 1-2 リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）の場合
 - 2 対象事業場の範囲等について
- 第 5 安全衛生診断の費用等
- 第 6 様式

平成 21 年度中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査等普及促進等事業実施細目

第 1 平成 21 年度中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査等普及促進等事業の概要

1 事業の委託について

当該事業は、社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）に委託して行う。

2 安全衛生診断実施打合せ会の開催について

- (1) コンサルタント会の都道府県支部等は打合せ会を開催し、対象事業場ごとに担当する安全衛生診断員を決定するものとする。
- (2) コンサルタント会の都道府県支部等は、必要に応じて、打合せ会に所轄の都道府県労働局労働基準部安全衛生主務課長、地方産業安全専門官、地方労働衛生専門官等の出席を依頼し、対象事業場に係る安全管理上又は労働衛生管理上留意すべき事項等について指示等を受けるものとする。

3 安全衛生診断の実施について

- (1) 安全衛生診断として、リスクアセスメント診断（一般）又はリスクアセスメント診断（労働衛生主眼）のいずれかを実施すること。
- (2) 安全衛生診断員が安全衛生診断を行うに当たっては、対象事業場に対して、あらかじめ本安全衛生診断が厚生労働省の委託により実施されるものであることを了知させた上で行うこと。
- (3) 安全衛生診断は、対象事業場の責任者等の立会いを求めて行い、安全衛生診断の終了後、当該責任者等に対して改善を必要とする事項の概略を口頭で説明し、安全衛生診断の実施結果は、後日文書をもって連絡する旨説明すること。
- (4) 安全衛生診断員は、安全衛生診断の終了後、「安全衛生診断実施確認書」（様式 1）を作成し、事業場の代表者の確認印を受領すること。

4 安全衛生診断実施結果報告書の作成及び報告について

4-1 リスクアセスメント診断（一般）の場合

- (1) 安全衛生診断員は、リスクアセスメント診断（一般）の実施後、速やかに「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）」（様式 2-1）、「外国人労働者の労働災害に関する

リスクアセスメント診断（一般）チェックシート」（別紙１）及び「高年齢労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート」（別紙２）を作成すること。

(2) 安全衛生診断員は、(1)で作成した「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）」（様式２－１）、「安全衛生診断改善報告書（高年齢労働者に係るものを除く。）」（様式３－１）及び「安全衛生診断改善報告書（高年齢労働者に係るもの）」（様式３－２）を、対象事業場の代表者あて送付すること。

(3) 安全衛生診断員は、(1)で作成した「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）」（様式２－１）の写し、「外国人労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート」（別紙１）及び「高年齢労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート」（別紙２）の提出により、実施したリスクアセスメント診断（一般）の結果を所轄の都道府県労働局長に対して報告すること。

(4) 安全衛生診断員は、「安全衛生診断実施確認書」（様式１）、「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）」（様式２－１）の写し、「外国人労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート」（別紙１）及び「高年齢労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート」（別紙２）の写しを、コンサルタント会会長に提出すること。

４－２ リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）の場合

(1) 安全衛生診断員は、労働衛生診断の実施後、速やかに「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）関係）」（様式２－２）を作成すること。

(2) 安全衛生診断員は、(1)で作成した「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）関係）」（様式２－２）及び「安全衛生診断改善報告書（高年齢労働者に係るものを除く。）」（様式３－１）を、対象事業場の代表者あて送付すること。

(3) 安全衛生診断員は、(1)で作成した「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）関係）」（様式２－２）の写しの提出により、実施したリスクアセスメント診断（労働衛生主眼）の結果を所轄の都道府県労働局長に対して報告すること。

(4) 安全衛生診断員は、「安全衛生診断実施確認書」（様式１）及び「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）関係）」（様式２－２）の写しを、コンサルタント会会長に提出

すること。

5 安全衛生診断実施後の措置について

5-1 リスクアセスメント診断（一般）の場合

- (1) 安全衛生診断員は、リスクアセスメント診断実施後に行う対象事業場の責任者等に対する口頭による説明の際に、後日対象事業場の代表者あて送付する「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）」（様式2-1）中の「現状及び指導事項」に対する改善事項については、同封する「安全衛生診断改善報告書（高年齢労働者に係るものを除く。）」（様式3-1）の提出により、所轄の都道府県労働局長に対し、診断実施後1ヶ月以内、遅くとも平成22年1月末日までに報告するとともに、その写しを安全衛生診断員あて送付するよう指導すること。

また、対象事業場の選定基準が第2の1の1-1の（4）である事業場（以下「高年齢労働者リスクアセスメント診断対象事業場」という。）については、「安全衛生診断改善報告書（高年齢労働者に係るものを除く。）」（様式3-1）に加え、高年齢労働者に係る安全衛生診断を受けて実施する改善事項を写真又は図面で改善前と改善後の状況が分かるように「安全衛生診断改善報告書（高年齢労働者に係るもの）」（様式3-2）に記載した上で、所轄の都道府県労働局長に対し、遅くとも平成21年12月25日までに報告するとともに、その写しを安全衛生診断員あて送付するよう指導すること。

ここで、「安全衛生診断改善報告書（高年齢労働者に係るもの）」（様式3-2）の内容については、事業場が特定されない形で改善事例として原則公表することとしていることを説明した上で、対象事業場が改善事例の公表に同意しない場合には、事例集の作成が事業場が特定されないように実施されること等について十分に説明を行い、可能な限り事例の公表に同意が得られるよう努めること。

- (2) 都道府県労働局長は、安全衛生診断員又は対象事業場の代表者から報告された「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）」（様式2-1）の写し、「外国人労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート」（別紙1）、「高年齢労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート」（別紙2）、「安全衛生診断改善報告書（高年齢労働者に係るものを除く。）」（様式3-1）及び「安全衛生診断改善報告書（高年齢労働者に係るもの）」（様式3-2）の内容を検討し、

その写しの送付により対象事業場を管轄する労働基準監督署長あて通知すること。

なお、当該通知を受けた労働基準監督署長は、必要に応じ対象事業場に対し指導等を実施すること。

- (3) コンサルタント会会長は、リスクアセスメント診断（一般）の実施結果について、各事業場に共通するリスクの把握等リスクアセスメント結果についての分析、主な問題点、安全水準向上対策、当該事業の効果等を取りまとめるものとする。

また、高年齢労働者リスクアセスメント診断対象事業場については、公表することについての同意を得られなかった事業場以外から提出された「安全衛生診断改善報告書（高年齢労働者に係るもの）」（様式３－２）を改善事例集として取りまとめること。

５－２ リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）の場合

- (1) 安全衛生診断員は、リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）実施後に行う対象事業場の責任者等に対する口頭による説明の際に、後日対象事業場の代表者あて送付する「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）関係）」（様式２－２）中の「現状及び指導事項」については、同封する「安全衛生診断改善報告書（高年齢労働者に係るものを除く。）」（様式３－１）の提出により、所轄の都道府県労働局長に対し、診断実施後１ヶ月以内、遅くとも平成２２年１月末日までに報告するとともに、その写しを安全衛生診断員あて送付するよう指導すること。
- (2) 都道府県労働局長は、安全衛生診断員又は対象事業場の代表者から報告された「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）関係）」（様式２－２）の写し及び「安全衛生診断改善報告書（高年齢労働者に係るものを除く。）」（様式３－１）の内容を検討し、その写しの送付により対象事業場を管轄する労働基準監督署長あて通知すること。

なお、当該通知を受けた労働基準監督署長は、必要に応じ対象事業場に対し指導等を実施すること。

- (3) コンサルタント会会長は、リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）の実施結果について、各事業場に共通するリスクの把握等リスクアセスメント結果についての分析、主な問題点、労働衛生水準向上対策、当該事業の効果等を取りまとめるものとする。

6 安全衛生診断実施結果の報告について

コンサルタント会会長は、安全衛生診断事業を平成21年度末までに完了させ、安全衛生診断の実施結果を厚生労働省労働基準局長に対して報告するものとする。

7 高年齢労働者の安全衛生対策の改善報告事例集の作成

平成21年度安全衛生診断事業においては、コンサルタント会会長は、安全衛生診断を実施した事業場のうち、高年齢労働者が被災した労働災害を発生させた事業場等が実施した改善事例を収集し、改善事例集を作成することとする。

第2 対象事業場

1 選定基準について

対象事業場の選定基準は、次に示すとおりとする。

1-1 リスクアセスメント診断（一般）の場合

(1) 建設業以外の業種のうち、資本金が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者数が300人以下の事業者の事業場であって、次のいずれかに該当するもの。

ア 平成20年において休業1か月以上又は被災労働者の障害等級が14級以上の労働災害を発生させた事業場であって、安全管理上問題があるもの。

イ 過去に安全管理特別指導事業場に指定した事業場であって、追加指導を行うことが必要であるもの。

ウ 安全管理指定事業場であって、安全衛生診断員による指導を行うことが必要であると認められるもの。

(2) 建設業のうち資本金が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者数が300人以下の事業者の事業場(店社)であって、上記(1)のア～ウに該当するもの又はこれらに準ずるもの。

(3) 資本金が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者数が300人以下の事業者の事業場であって、平成20年に休業4日以上外国人労働者に係る労働災害があった事業場であって、安全管理上問題があるもの。ただし、現在も外国人労働者を雇用しており、将来も継続する見込みのある事業場が望ましい。

(4) 資本金が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者数が300人以下の事業者の事業場であって、平成20年に休業4

日以上の50歳以上の労働者に係る労働災害があった事業場であって、安全管理上問題があるもの。特に高年齢労働者の安全管理上問題があるものが望ましい。

- (5) (1)～(4)のほか、都道府県労働局長が安全衛生診断員による指導を行うことが特に必要であると認めるもの。

1-2 リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）の場合

資本金が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者数が300人以下の事業者の事業場であって、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 平成20年において、じん肺の新規有所見者を発生させ、又は有機溶剤中毒等の業務上疾病を発生させた事業場であって、労働衛生管理上問題があるもの。
- (2) 過去に労働衛生管理特別指導事業場に指定した事業場であって、追加指導を行うことが必要であるもの。
- (3) 労働衛生管理指定事業場であって、安全衛生診断員による指導を行うことが必要であると認められるもの。
- (4) (1)～(3)のほか、特殊健康診断において有所見率が特に増加している事業場、作業環境測定結果の評価が第3管理区分である単位作業場所を有する事業場、労働安全衛生法第28条第3項の化学物質を製造し又は取り扱う事業場等、都道府県労働局長が安全衛生診断員による指導を行うことが特に必要であると認めるもの。

2 対象事業場の変更等について

対象事業場として決定した後に、当該事業場が操業停止等により安全衛生診断の実施が困難となった場合には、所轄の都道府県労働局安全衛生主務課において、予備の対象候補事業場の中から新たに対象事業場を選定すること。

なお、この場合には、都道府県労働局労働基準部安全衛生主務課は、速やかに担当の安全衛生診断員に通知するとともに、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課に報告すること。

第3 安全衛生診断員

1 安全衛生診断員の要件について

安全衛生診断員は、労働安全・衛生コンサルタント等のうち、コンサ

ルタント会の労働安全衛生マネジメントシステム監査員登録者又はコンサルタント会の行うリスクアセスメント研修修了者等の中から、コンサルタント会の「中小企業における自主的安全衛生管理活動の推進事業の診断員候補選考基準」に基づいて、対象事業場の安全衛生診断の実施に必要な能力を有する者を選任すること。

なお、第2の1の1-1の(3)の事業場のリスクアセスメント診断（一般）を担当する安全衛生診断員については、外国人労働者の就労する事業場（外国人研修生を受け入れている事業場を含む。）の安全診断・指導を実施した経験又は海外の事業場において管理者としてその国の労働者を管理監督した経験を有する者等を選任するよう配意すること。

- 2 安全衛生診断を実施する際の安全衛生診断員の基本的な態度について
 - (1) 本安全衛生診断は、対象事業場における安全又は労働衛生に係る診断及びこれに基づく指導等を行うものであり、労働安全衛生法及び関係法令に対する違反を指摘することが目的ではないこと。
 - (2) 安全衛生診断員は、安全衛生診断の実施によって知り得た秘密等を漏らし、又は盗用してはならないこと。

第4 安全衛生診断実施上の留意事項

- 1 選定基準区分別の安全衛生診断の実施について
 - 1-1 リスクアセスメント診断（一般）の場合
 - (1) 第2の1の1-1の事業場に対するリスクアセスメント診断（一般）については、労働安全衛生法第28条の2第2項に基づく指針（以下「リスクアセスメント指針」という。）に示されている事項について、診断を通じて、理解を深め、事業場における取組を促進するものであるが、事業場全体についてリスクアセスメントを行うものではなく、労働災害発生状況等を踏まえ、事業者と協議の上、実施対象範囲を決定すること。
 - (2) リスクアセスメント診断（一般）については、2日間で実施するものとするが、原則、1日目で対象範囲におけるリスクアセスメントの実施を終えるものとする。

なお、この際、診断実施前に事業場と連絡を取り、リスクアセスメントを実施する上で必要な情報（機械等の取扱い説明書、作業手順書、過去の災害・ヒヤリハット事例、安全パトロール結果等）をあらかじめ用意させるなど、円滑な実施に留意すること。
 - (3) リスクアセスメント診断（一般）の実施に当たっては、別途、コ

ンサルタント会において作成したリスクアセスメント実施のためのマニュアルを配布するので、当該マニュアル等を活用すること。

- (4) 2日目の診断を実施する前に、様式2-1の別表のリスク評価表①にリスクアセスメントの結果を記入するとともに、可能な限りリスク低減措置（提案）を記入すること。

なお、事業者にリスクアセスメントを自社で実施する能力があると安全衛生診断員が判断した場合には、事業者に対し、次回の診断までにリスク評価表①を記載するように伝えること。

- (5) 2日目の診断は、リスク評価表①（様式2-1別表）に従い、実施したリスクアセスメントの結果を説明するとともに、具体的なリスク低減措置の提案、具体的な措置に関する事業場からの相談への対応を行うこと。

なお、(4)に基づき事業者がリスク評価表①を作成している場合には当該リスク評価表の記載内容の妥当性等について指導を行うこと。

- (6) 改善指導に当たっては、実施したリスクアセスメント結果を踏まえ、必要な改善事項について「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）」（様式2-1）の内容により指導することとするが、単に改善指導にとどまらず、以下の点を十分に説明すること。

- ① リスクアセスメント指針に示されているリスクアセスメントを実施する上での基本的な考え方
- ② 安全衛生診断員が対象範囲についてどのような考え方に基づいてリスクアセスメントを実施したか
- ③ 対象とした範囲についての作業の洗い出し及び危険性又は有害性の特定についての考え方
- ④ 負傷又は疾病の重篤度、発生可能性の度合を踏まえた、リスク見積りの考え方
- ⑤ リスクの評価結果に応じ、優先順位を付ける上での考え方
- ⑥ リスク低減措置の検討に当たっての考え方
- ⑦ リスクアセスメント結果の記録について
- ⑧ 本診断によるリスクアセスメント結果についての事業場内での取扱いについて
- ⑨ 事業場内でリスクアセスメントを実施する上での留意事項

- (7) 第2の1の1-1の(3)の事業場に対して改善指導を行うに当たっては、「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）」（様式2-1）の内容による指導とともに、「外国人労働

者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート」（別紙１）の内容により指導すること。

- (8) 高年齢労働者リスクアセスメント診断事業場に対して改善指導を行うに当たっては、「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）」（様式２－１）及び「高年齢労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート」（別紙２）の内容による指導を行うとともに、コンサルタント会が平成２０年度に作成した「高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」を活用し、設備面、作業管理面等高年齢労働者に配慮した職場改善事項について指導すること。

また、高年齢労働者に配慮した職場改善事項の報告に当たっては、「安全衛生診断改善報告書（高年齢労働者に係るものを除く。）」（様式３－１）による報告とは別に、「安全衛生診断実施結果報告書（高年齢労働者に係るもの）」（様式３－２）の中で、写真、図面等を活用し、改善前後の状況がわかるようにすること。この際、平成２１年度安全衛生診断事業においては、第１の７のとおり、高年齢労働者が被災した労働災害を発生させた事業場等が実施した改善事例を収集し、改善事例集を作成することに留意すること。

- (9) 建設業に対するリスクアセスメント診断（一般）については、対象とする店社、現場において出稼労働者が使用されている場合には、出稼労働者への安全管理を考慮した内容とすることとし、「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）」（様式２－１）の総合所見の欄に出稼労働者の安全管理状況の概要を記載すること。

- (10) (1)、(2)により実施したリスクアセスメントの結果について、「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）」（様式２－１）に取りまとめること。

１－２ リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）の場合

- (1) 第２の１の１－２の事業場に対するリスクアセスメント診断（労働衛生主眼）については、リスクアセスメント指針に示されている事項について、診断を通し、理解を深め、事業場における取組を促進するものであるが、事業場全体についてリスクアセスメントを行うものではなく、業務上疾病発生状況等を踏まえ、事業者と協議の上、化学物質、粉じん、騒音、暑熱のうち少なくとも１つ以上の有害性についてリスクアセスメントを行うよう実施対象範囲を決定すること。

- (2) リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）については、2日間で実施するものとするが、原則、1日目で対象範囲におけるリスクアセスメントの実施を終えるものとする。

なお、この際、診断実施前に事業場と連絡を取り、リスクアセスメントを実施する上で必要な情報（機械等の取扱い説明書、MSDS、作業手順書、過去の業務上疾病事例、職場巡視結果等）をあらかじめ用意させるなど、円滑な実施に留意すること。

- (3) リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）の実施に当たっては、別途、コンサルタント会において作成したリスクアセスメント実施のためのマニュアルを配布するので、当該マニュアル等を活用すること。

- (4) 2日目の診断を実施する前に、有害性の種類等に応じて、様式2-2の別表1～4のリスク評価表②～⑤にリスクアセスメントの結果を記入するとともに、可能な限りリスク低減措置（提案）を記入すること。

なお、事業者がリスクアセスメントを自社で実施する能力があると安全衛生診断員が判断した場合には、事業者に対し、次回の診断までにリスク評価表②～⑤を記載するように伝えること。

- (5) 2日目の診断は、リスク評価表②～⑤（様式2-2別表1～4）に従い、実施したリスクアセスメントの結果を説明するとともに、具体的なリスク低減措置の提案、具体的な措置に関する事業場からの相談への対応を行うこと。

なお、(4)に基づき事業者がリスク評価表②～⑤を作成している場合には、当該リスク評価表の記載内容の妥当性等について指導を行うこと。

- (6) 改善指導に当たっては、実施したリスクアセスメント結果を踏まえ、必要な改善事項について「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）関係）」（様式2-2）の内容により指導することとするが、単に改善指導にとどまらず、以下の点を十分に説明すること。

- ① リスクアセスメント指針に示されているリスクアセスメントを実施する上での基本的な考え方
- ② 安全衛生診断員が対象範囲についてどのような考え方に基づいてリスクアセスメントを実施したか
- ③ 対象とした範囲についての作業の洗い出し及び危険性又は有害性の特定についての考え方

- ④ 負傷又は疾病の重篤度、発生可能性の度合を踏まえた、リスク見積りの考え方
 - ⑤ リスクの評価結果に応じ、優先順位を付ける上での考え方
 - ⑥ リスク低減措置の検討に当たっての考え方
 - ⑦ リスクアセスメント結果の記録について
 - ⑧ 本診断によるリスクアセスメント結果についての事業場内での取扱いについて
 - ⑨ 事業場内でリスクアセスメントを実施する上での留意事項
- (7) (1)又は(2)により実施したリスクアセスメントの結果について、「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）関係）」（様式2-2）に取りまとめること。

2 対象事業場の範囲等について

- (1) 建設業以外の業種の事業場に対する安全衛生診断の実施に当たって、所在地の異なる工場等を巡視した場合には、当該工場等を独立した対象事業場とはみなさず、安全衛生診断を実施した対象事業場の一部として取り扱うこと。
- (2) 建設業の事業場に対する安全衛生診断の実施に当たっては、店社及び店社の1以上の建設工事現場について安全衛生診断を実施すること。
なお、この場合、建設工事現場は独立した対象事業場とはみなさず、店社と合わせた一つの対象事業場とみなすこと。

第5 安全衛生診断の費用等

対象事業場の負担する安全衛生診断に係る費用は無料とする。

第 6 様式

様式 1 安全衛生診断実施確認書（同記載要領）

様式 2 - 1 安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）
（同記載要領）

別紙 1 外国人労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート

別紙 2 高年齢労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート

様式 2 - 2 安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）関係）（同記載要領）

様式 3 - 1 安全衛生診断改善報告書（高年齢労働者に係るものを除く。）

様式 3 - 2 安全衛生診断改善報告書（高年齢労働者に係るもの）

<様式 1 >

安全衛生診断実施確認書

平成 年 月 日

社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 会長 殿

受診事業場

所在地

事業場名

電話番号 ()

代表者氏名 印

下記のとおり、安全衛生診断を受診いたしました。

安全衛生診断員	1. 労働安全コンサルタント 2. 労働衛生コンサルタント	氏名 印	
労働者数	名	業種	
診断実施日	平成 年 月 日及び 平成 年 月 日		
立会者	(職名) (氏名)		

様式1 記載要領

安全衛生診断実施確認書 記載要領

- 1 受診事業場代表者は、診断事業場の代表取締役社長、工場長、所長等当該事業場の責任者をいう。
- 2 確認書年月日は、通常は診断実施日となるが、診断実施日に事業場代表者が不在等で押印できない場合、後日押印した日とする。この場合、安全衛生診断員は当該確認書を対象事業場から郵送等により受領すること。
- 3 診断を実施した安全衛生診断員は、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントのいずれかに○を付すとともに、署名、押印すること。
- 4 業種については、中分類の業種名（例：金属製品製造業、設備工事業等）を記入すること。
- 5 立会者については、立ち会った責任者等のうち、代表となる者をいう。
なお、前記3以下の欄中の事項についても、立会者の了解のもと安全衛生診断員が記載することが望ましいこと。

<様式2-1>

安全衛生診断実施結果報告書

(リスクアセスメント診断 (一般) 関係)

(1)

事業場の名称

代表者

殿

安全衛生診断員 労働安全コンサルタント

印

労働衛生コンサルタント

印

診断日 (1日目) 平成 年 月 日

(2日目) 平成 年 月 日

事業場の名称			
所在地	TEL ()		
代表者名			
事業の概要	(資本金) (業種 (中分類)) (主要製品等)	労働者数	
		男	名 (名)
		女	名 (名)
		計	名 (名)

		①死亡	②休業1か月以上又は障害等級14級以上	③休業4日以上	④休業4日未満	計
労働災害発生状況	平成19年	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()
	平成20年	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()

	本年 (1月～ 月)	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()
--	------------------	----------	----------	----------	----------	----------

労働災害 発生概要	1.
労働災害 発生概要	2.

(2)

診断項目	現状及び指導事項
① 労働安全 衛生マネジ メントシス テムについ て	1 運用中 2 構築中 3 準備段階 4 導入予定なし
	<u>導入が望ましい理由</u>
② リスクア セスメント について	1 実施中 2 準備段階 3 実施予定なし
	<u>実施すべき理由</u>

③ 作業の洗い出し及び危険性又は有害性の特定についての考え方	
④ リスク見積り及び優先順位を付ける上での考え方	
⑤ リスク低減措置の提案及びその考え方について	
⑥ 残留リスク対策についての考え方について	
⑦ 外国人労働者に対する特記事項	

⑧ 請負労働者・ 派遣労働者に 対する特記事 項	
⑨ 高年齢労働 者に対する特 記事項	
⑩ 上記以外の 特記事項	
⑪ 総合所見 (その他リス クアセスマン ト実施上の留 意点について)	

※、改善はできるだけ速やかをお願いします。

また、改善結果を別添様式 3-1「安全衛生診断改善報告書（高年齢労働者に係るものを除く。）」又は様式 3-2「安全衛生診断改善報告書（高年齢労働者に係るもの）」に記入し、診断実施後 1 ヶ月以内、遅くとも平成 21 年 12 月 25 日（高年齢労働者に係るもの以外は平成 22 年 1 月末日）までに所轄労働局長あて提出するとともに、その写しを安全衛生診断員あて送付して下さい。

様式 2 - 1 記載要領

安全衛生診断実施結果報告書 記載要領 (リスクアセスメント診断 (一般) 関係)

- 1 「安全衛生診断員」欄には、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントのいずれかに○を付すとともに、署名、押印すること。
- 2 「(主要製品等)」については、「自動車ラジエーター」(例)のように記入すること。
- 3 「労働者数」欄の()内には、外国人労働者数を内数で記入すること。
- 4 「労働災害発生状況」欄には、②は①を除く数を、③は①及び②を除く数を記入すること。また、()内には、外国人の被災者数を内数で記入すること。
- 5 「労働災害発生概要」については、労働災害発生状況の①及び②のうち、平成19年、20年及び本年に入って診断日までに発生した災害ごとに記入すること。
なお、記入に当たっては、「平成20年7月、旋盤でフランジ部品の試し切削中、部品がチャックより外れ、旋盤作業員(男)の顔に飛来し休業50日の負傷をした。直接原因としては、チャックの締付けの確認が行われていなかったこと、間接原因としては、作業手順書の不備と安全教育の不十分である。」(例)のように起因物、事故の型、原因(直接原因・間接原因)等を簡明に記入すること。
- 6 「診断項目①」については、該当する番号に○を付すこと。なお、該当するものがない場合は、空欄に自由記入すること。
なお、「運用中」とは、安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成後、PDCAサイクルが回り始めた段階以降のことをいい、「構築中」とは、システム導入の正式決定からPDCAサイクルが回るまでの状態をいう。また、「準備段階」とは、システム導入の意欲はあるものの、導入を事業場として正式に決定していない段階をいう。
- 7 「診断項目②」については、該当する番号に○を付すこと。なお、該当するものがない場合は、空欄に自由記入すること。
なお、「実施中」とは、危険性又は有害性の特定等具体的にリスクアセスメントの実施を開始している段階をいい、「準備段階」とは、リスクアセスメント実施の意欲はあるものの、実施を事業場として正式に決定していない段階をいう。
また、「実施中」の場合には、リスクアセスメント実施の際の労働者の参加の状況を確認するとともに、参加させていない場合は、参加の必要性を説明し、指導すること。

- 8 「診断項目③から⑥」については、1日目に実施したリスクアセスメントの内容及びその結果を踏まえて提案するリスク低減措置について、事業場における具体的な措置の実施を事業場担当者からの相談等を通して検討した結果を踏まえた記載内容とすること。
- 9 「診断項目⑦」については、外国人労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断を実施する際に記入すること。
- 10 「診断項目⑧」については、同一事業場内において、請負労働者や派遣労働者が混在する場合等において実施されている安全管理上の措置等について記載すること。
- 11 「診断項目⑨」については、高年齢労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断を実施する際に記入すること。
- 12 「診断項目⑩」については、診断対象事業場において今後リスクアセスメントを実施する上での留意事項等を記載すること（リスクアセスメント実施の際の労働者の参加の必要性等）。なお、診断対象事業場が既にリスクアセスメントを実施している場合にあっては、今後改善すべき点を記載すること。
- 13 リスクアセスメントの実施結果は、別表「リスク評価表⑪」に記載すること。
- 14 外国人労働者の労働災害に係るリスクアセスメント診断に当たっては、別紙1「外国人労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断チェックシート」も併せて作成すること。
- 15 高年齢労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断に当たっては、別紙2「高年齢労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート」も併せて作成すること。
- 16 本様式の項目について、記載すべき事項がない場合はその箇所を削除し、また、記載しきれない場合は行数を増やして（ワープロ等使用）記入する等適宜変更しても差し支えないこと。

別紙 1

外国人労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート

1 総括的事項
(1) 外国人労働者の労働災害発生状況
(2) 外国人労働者の安全衛生管理の阻害要因
2 事業者の基本姿勢
(1) 外国人労働者に係る安全衛生管理において、特に配慮、措置すべき部分があることについての認識の程度
(2) 外国人労働者についての配慮、措置事項に関する管理、監督者に対しての指示の状況
3 安全衛生管理体制
(1) 外国人労働者に係る安全衛生管理における総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者等の活動状況

(2) 作業主任者、作業指揮者の外国人労働者についての配慮、措置事項に関する対応状況

(3) 産業医の外国人労働者についての配慮、措置事項に関する対応状況

(4) 安全衛生委員会の活動状況

4 安全衛生教育

(1) 日本人管理監督者等教育(外国人労働者の管理、監督を行う者又は外国人労働者と共同作業を行う労働者に対する外国人労働者についての配慮、措置事項を踏まえた安全衛生教育)の実施状況

(2) 外国人労働者教育

① 外国人労働者についての配慮、措置事項を踏まえた外国人労働者に対する雇入れ時の教育等の実施状況

② 労働災害防止のための指示等を理解できるようにするため、日本語教育等の実施状況

③ 職場への適応、安全な作業を行う能力の向上のために実施している事項

5 就業に当たっての措置

(1) 外国人労働者を就業制限業務、特別教育を必要とする危険有害業務等に就業させるに当たって講じている措置の状況

(2) 機械設備、安全装置、保護具等の使用方法、合図、応急措置等に関する事項について 指示する場合に考慮している事項

(3) 外国人労働者のみから成る作業班がある場合、考慮している事項

6 掲示、表示及び標識

外国人労働者についての配慮、措置事項を踏まえた安全衛生確保のために必要な掲示、表示又は標識の作成状況

7 健康管理

(1) 外国人労働者に対する健康診断及びその事後措置の実施状況及び考慮している事項

(2) 外国人労働者に対する風土病、寄生虫症等の検査の実施状況

(3) 外国人労働者に対する健康保持増進対策の実施状況

8 その他

(1) 外国人労働者の安全衛生管理に関して必要な情報の収集、分析の手法

(2) 食生活、住居等職場以外の事項に関しての外国人労働者からの相談への対応状況

< 様式 2 - 2 >

安全衛生診断実施結果報告書

(リスクアセスメント診断 (労働衛生主眼) 関係)

(1)

事業場の名称

代表者 ， 殿

安全衛生診断員 労働衛生コンサルタント

印

診断日（1日目） 平成 年 月 日

(2 日 目) 平 成 年 月 日

事業場の名称			
所在地	TEL ()		
代表者名			
事業の概要	(資本金) (業種 (中分類)) (主要製品等)	労働者数	
		男	名 (名)
		女	名 (名)
		計	名 (名)

業務上疾病 発生状況		①死亡	②休業1か 月以上又は 障害等級14 級以上	③休業4 日以上	④休業4 日未満	計
	平成19年	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()

	平成20年	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()
	本年 (1月～ 月)	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()

業務上疾病 発生概要	1.
業務上疾病 発生概要	2.

(2)

特殊健康診断実施状況（最新のものを記す）

特殊健康診断の種類	従事者数	受診者数	受診率	有所見者数	健診結果に基づき実施した措置	備考

作業環境測定状況（最新のものを記す）

作業場及び作業の概要	実施日及び管理区分		測定者（精度管理番号）
	1 回目	2 回目	
			自社・委託
			自社・委託
			自社・委託
			自社・委託
			自社・委託

(3)

診断項目	現状及び指導事項
① 労働安全衛生マネジメントシステムについて	1 運用中 2 構築中 3 準備段階 4 導入予定なし 導入が望ましい理由
② リスクアセスメントについて	1 実施中 2 準備段階 3 実施予定なし 実施すべき理由
③ 作業の洗い出し及び危険性又は有害性の特定についての考え方	

④ リスク見 積り及び優 先順位を付 ける上での 考え方	
⑤ リスク低 減措置の提 案及びその 考え方につ いて	
⑥ 残留リス ク対策につ いての考え 方について	
⑦ 快適な職 場づくりに ついて	

⑧ 請負労働者・派遣労働者に対する特記事項	
⑨ 高年齢労働者に対する特記事項	
⑩ 上記以外の特記事項	
⑪ 総合所見 (その他リスクアセスメント実施上の留意点について)	

※ 改善はできるだけ速やかをお願いします。また、改善結果を別添様式 3-1「安全衛生診断改善報告書（高年齢労働者に係るものを除く。）」に記入し、診断実施後 1 ヶ月以内、遅くとも平成 22 年 1 月末日までに所轄労働局長あて提出するとともに、その写しを安全衛生診断員あて送付して下さい。

様式 2 - 2 記載要領

安全衛生診断実施結果報告書 記載要領 (リスクアセスメント診断(労働衛生主眼) 関係)

- 1 「安全衛生診断員」欄には、署名、押印すること。
- 2 「(主要製品等)」については、「自動車ラジエーター」(例)のように記入すること。
- 3 「業務上疾病発生状況」欄には、②は①を除く数を、③は①及び②を除く数を記入すること。
- 4 「業務上疾病発生概要」については、労働災害発生状況の①及び②のうち、平成19年、20年及び本年に入って診断日までに発生した災害ごとに記入すること。
なお、記入に当たっては、「平成20年7月、局所排気装置が故障したまま有機溶剤(ジクロルメタン)を用いて部品の洗浄を行っていたところ、有機溶剤中毒で倒れ、休業30日となった。直接原因としては、局所排気装置を修理した上で作業を行わなかったこと、間接原因としては、作業手順書の不備、衛生教育が不十分であったこと。」(例)のように起因物、事故の型、原因(直接原因、間接原因)等を簡明に記入すること。
- 5 「診断項目①」については、該当する番号に○を付すこと。なお、該当するものがない場合は、空欄に自由記入すること。
なお、「運用中」とは、安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成後、PDCAサイクルが回り始めた段階以降のことをいい、「構築中」とは、システム導入の正式決定からPDCAサイクルが回るまでの状態をいう。また、「準備段階」とは、システム導入の意欲はあるものの、導入を事業場として正式に決定していない段階をいう。
- 6 「診断項目②」については、該当する番号に○を付すこと。なお、該当するものがない場合は、空欄に自由記入すること。
なお、「実施中」とは、危険有害要因の特定等具体的にリスクアセスメントの実施を開始している段階をいい、「準備段階」とは、リスクアセスメント実施の意欲はあるものの、実施を事業場として正式に決定していない段階をいう。
また、「実施中」の場合には、リスクアセスメント実施の際の労働者の参加の状況を確認するとともに、参加させていない場合は、参加の必要性を説明し、指導すること。

- 7 「診断項目③から⑥」については、1日目に実施したリスクアセスメントの内容及びその結果を踏まえて提案するリスク低減措置について、事業場における具体的な措置の実施を事業場担当者からの相談等を通して検討した結果を踏まえた記載内容とすること。
- 8 「診断項目⑧」については、同一事業場内において、請負労働者や派遣労働者が混在する場合等において実施されている衛生管理上の措置等について記載すること。
- 9 「診断項目⑩」については、診断対象事業場において今後リスクアセスメントを実施する上での留意事項等を記載すること（リスクアセスメント実施の際の労働者の参加の必要性等）。なお、診断対象事業場が既にリスクアセスメントを実施している場合にあっては、今後改善すべき点を記載すること。
- 10 リスクアセスメントの実施結果は、別表1～4「リスク評価表②～⑤」に記載すること。
- 11 本様式の項目について、記載すべき事項がない場合はその箇所を削除し、また、記載しきれない場合は行数を増やして（ワープロ等使用）記入する等適宜変更しても差し支えないこと。

<様式 3 - 1 >

安全衛生診断改善報告書
(高年齢労働者に係るものを除く。)

平成 年 月 日

労働局長 殿

所在地

事業場名

電話番号 ()

代表者氏名 印

平成 年 月 日受診しました安全衛生診断の結果、下記のとおり改善を図ることといたしましたので報告します。

改善について指摘された 事項	改善した（又はする予定の）内容

--	--

※ 指摘事項に対し、改善の内容を予定も含め記入してください。

※ 改善内容について写真、図面等による場合は別添様式を活用してください。

今回の診断を受診した結果の今後のリスクアセスメントに関する取組み等について

リスクアセスメントの実施	(受診前) 1 実施中 2 準備段階 3 実施予定なし (受診後) 1 実施(予定) 2 検討中 3 実施予定なし
リスクアセスメントの考え方についての理解度	1 よく理解できた 2 概ね理解できた 3 あまり理解できなかった(理由:) 4 まったく理解できなかった(理由:)
その他(自由記入)	

(別添様式)

改善前	改善後

<様式 3 - 2 >

安全衛生診断改善報告書
(高年齢労働者に係るもの)

平成 年 月 日

労働局長 殿

所在地

事業場名

電話番号 ()

代表者氏名 印

平成 年 月 日受診しました高年齢労働者に係る安全衛生診断の結果、下記のとおり改善を図ることといたしましたので報告します。

改善について指摘された事項 (高年齢労働者に係る事項)	改善した(又はする予定の)内容

改善について指摘された事項 (高年齢労働者に係る事項)	改善した(又はする予定の)内容

※ 指摘事項に対し、改善の内容を予定も含め記入してください。

※ 改善内容について、写真、図面等による場合は別添様式1(高年齢労働者に係る事項)を活用してください。

今回の診断を受診した結果の今後のリスクアセスメントに関する取組み等について

リスクアセスメントの実施	(受診前) 1 実施中 2 準備段階 3 実施予定なし (受診後) 1 実施(予定) 2 検討中 3 実施予定なし
リスクアセスメントの考え方についての理解度	1 よく理解できた 2 概ね理解できた 3 あまり理解できなかった(理由:) 4 まったく理解できなかった(理由:)
その他(自由記入)	

別添様式 1 （高年齢労働者に係る事項）

改善前	改善後

改善前	改善後

[illegible]

危険性又は有害性の分類例

1 危険性

- (1) 機械等による危険性
- (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物、腐食性の物等による危険性
「引火性の物」には、可燃性のガス、粉じん等が含まれ、「等」には、酸化性の物、硫酸等が含まれること。
- (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険性
「その他のエネルギー」には、アーク等の光のエネルギー等が含まれること。
- (4) 作業方法から生ずる危険性
「作業」には、掘削の業務における作業、採石の業務における作業、荷役の業務における作業、伐木の業務における作業、鉄骨の組立ての作業等が含まれること。
- (5) 作業場所に係る危険性
「場所」には、墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所、足を滑らすおそれのある場所、つまりくおそれのある場所、採光や照明の影響による危険性のある場所、物体の落下するおそれのある場所等が含まれること。
- (6) 作業行動等から生ずる危険性
- (7) その他の危険性
「その他の危険性」には、他人の暴力、もらい事故による交通事故等の労働者以外の者の影響による危険性が含まれること。

2 有害性

- (1) 原材料、ガス、蒸気、粉じん等による有害性
「等」には、酸素欠乏空気、病原体、排気、排液、残さい物が含まれること。
- (2) 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による有害性
「等」には、赤外線、紫外線、レーザー光等の有害光線が含まれること。
- (3) 作業行動等から生ずる有害性
「作業行動等」には、計器監視、精密工作、重量物取扱い等の重筋作業、作業姿勢、作業態様によって発生する腰痛、頸肩腕症候群等が含まれること。
- (4) その他の有害性

リスク見積り及びそれに基づく優先度の設定方法の例
(リスク評価表①関係)

1 負傷又は疾病の重篤度

「負傷又は疾病の重篤度」については、基本的に休業日数等を尺度として使用するものであり、以下のように区分する例がある。

- ①致命的：死亡災害や身体の一部に永久損傷を伴うもの
- ②重大：休業災害（1か月以上のもの）、一度に多数の被災者を伴うもの
- ③中程度：休業災害（1か月未満のもの）、一度に複数の被災者を伴うもの
- ④軽度：不休災害やかすり傷程度のもの

2 負傷又は疾病の可能性の度合

「負傷又は疾病の可能性の度合」は、危険性又は有害性への接近の頻度や時間、回避の可能性等を考慮して見積もるものであり、以下のように区分する例がある。

- ①可能性が極めて高い：日常的に長時間行われる作業に伴うもので回避困難なもの
- ②可能性が比較的高い：日常的に行われる作業に伴うもので回避可能なもの
- ③可能性がある：非定常的な作業に伴うもので回避可能なもの
- ④可能性がほとんどない：まれにしか行われない作業に伴うもので回避可能なもの

3 リスク見積りの例

リスク見積り方法の例には、以下の例1～3のようなものがある。

例1:マトリクスを用いた方法

重篤度「②重大」、可能性の度合「②比較的高い」の場合の見積り例

		負傷又は疾病の重篤度			
		致命的	重大	中程度	軽度
負傷又は疾病の発生可能性の度合	極めて高い	5	5	4	3
	比較的高い	5	4	3	2
	可能性あり	4	3	2	1
	ほとんどない	4	3	1	1

リスク	優先度	
4～5	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで作業停止する必要がある。 十分な経営資源を投入する必要がある。
2～3	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで使用しないことが望ましい。 優先的に経営資源を投入する必要がある。
1	低	必要に応じてリスク低減措置を実施する。

例2:数値化による方法

重篤度「②重大」、可能性の度合「②比較的高い」の場合の見積り例

(1)負傷又は疾病の重篤度

致命的	重大	中程度	軽度
30点	20点	7点	2点

(2)負傷又は疾病の発生可能性の度合

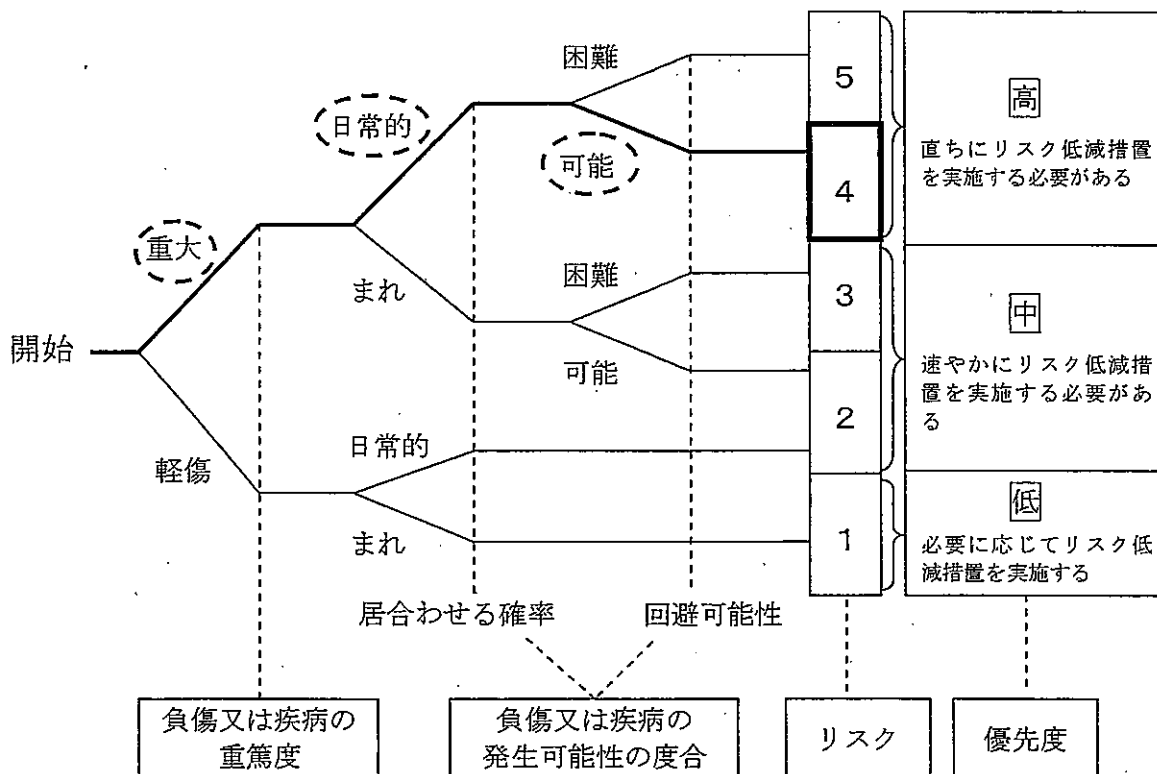
極めて高い	比較的高い	可能性あり	ほとんどない
20点	15点	7点	2点

20点(重篤度「重大」)+15点(可能性の度合「比較的高い」)=35点(リスク)

リスク	優先度	
30点以上	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで作業停止する必要がある。 十分な経営資源を投入する必要がある。
10～29点	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで使用しないことが望ましい。 優先的に経営資源を投入する必要がある。
10点未満	低	必要に応じてリスク低減措置を実施する。

例3:枝分かれ図を用いた方法

重篤度「②重大」、可能性の度合「②比較的高い」の場合の見積り例



工程	作業区分（ 定常 ・ 非定常 ）	実施年月日	実施者	承認	審査	評価
----	------------------	-------	-----	----	----	----

[illegible]

工程	作業区分（ 定常 ・ 非定常 ）	実施年月日	実施者	承認	審査	評価
----	------------------	-------	-----	----	----	----

[illegible]

工程		作業区分（ 定常 ・ 非定常 ）	実施年月日		実施者		承認	審査	評価	
----	--	------------------	-------	--	-----	--	----	----	----	--

[illegible]

工程	作業区分（ 定常 ・ 非定常 ）	実施年月日	実施者	承認	審査	評価
----	------------------	-------	-----	----	----	----

[illegible]

危険性又は有害性の分類例

1 危険性

- (1) 機械等による危険性
- (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物、腐食性の物等による危険性
「引火性の物」には、可燃性のガス、粉じん等が含まれ、「等」には、酸化性の物、硫酸等が含まれること。
- (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険性
「その他のエネルギー」には、アーク等の光のエネルギー等が含まれること。
- (4) 作業方法から生ずる危険性
「作業」には、掘削の業務における作業、採石の業務における作業、荷役の業務における作業、伐木の業務における作業、鉄骨の組立ての作業等が含まれること。
- (5) 作業場所に係る危険性
「場所」には、墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所、足を滑らすおそれのある場所、つまずくおそれのある場所、採光や照明の影響による危険性のある場所、物体の落下するおそれのある場所等が含まれること。
- (6) 作業行動等から生ずる危険性
- (7) その他の危険性
「その他の危険性」には、他人の暴力、もらい事故による交通事故等の労働者以外の者の影響による危険性が含まれること。

2 有害性

- (1) 原材料、ガス、蒸気、粉じん等による有害性
「等」には、酸素欠乏空気、病原体、排気、排液、残さい物が含まれること。
- (2) 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による有害性
「等」には、赤外線、紫外線、レーザー光等の有害光線が含まれること。
- (3) 作業行動等から生ずる有害性
「作業行動等」には、計器監視、精密工作、重量物取扱い等の重筋作業、作業姿勢、作業態様によって発生する腰痛、頸肩腕症候群等が含まれること。
- (4) その他の有害性

(参考2)

リスク見積り及びそれに基づく優先度の設定方法の例

1 化学物質・粉じん・騒音に関するリスクの見積り（作業環境測定を実施している場合） （リスク評価表②関係）

（1）リスク見積り

作業環境測定を実施した結果の管理区分に基づき表1のとおりリスクを見積もる。

表1 管理区分とリスク

管理区分	リスク
第3管理区分	高
第2管理区分	中
第1管理区分	低

2 化学物質・粉じんに関するリスクの見積り（作業環境測定を実施していない場合） （リスク評価表③関係）

（1）有害性のレベル分け

化学物質等又は粉じんについて、該当する有害性のレベルが表2又は表3のどれに該当するか確認し、そのレベルをリスク評価表③の「有害性レベル」欄に記入します。

表2 有害性のレベルの区分（化学物質等）

有害性のレベル	GHS有害性分類及びGHS区分	化学物質等の例
A	・変異原性 区分1、2 ・発がん性 区分1 ・呼吸器感作性	クローム添加剤 粉じん（シリカ）
B	・急性毒性 区分1、2 ・発がん性 区分2 ・全身毒性－反復ばく露 区分1 ・生殖毒性 区分1、2	メタノール キシレン
C	・急性毒性 区分3 ・全身毒性－単回ばく露 区分1 ・皮膚腐食性 サブクラス1A、1B又は1C ・眼刺激性 区分1 ・呼吸器刺激性 ・皮膚感作性 ・全身毒性－反復ばく露 区分2	アンチモン
D	・急性毒性 区分4 ・全身毒性－単回ばく露 区分2	
E	・急性毒性 区分5 ・皮膚刺激性 区分2、3 ・眼刺激性 区分2 ・その他のグループに分類されない粉体と液体	アセチレン

表3 有害性のレベルの区分（粉じん）

有害性のレベル	粉じんの種類	
a		遊離珪酸含有 10%以上の粉じん、石綿を含む粉じん
b	（第1種粉じん）	滑石、ろう石、アルミニウム、アルミナ、珪藻土、硫化亜鉛、硫化炭素、ベントナイト、カオリナイト、活性炭、黒鉛
c	（第2種粉じん）	遊離珪酸 10%未満の鉱物性粉じん、酸化鉄、カーボンブラック、石炭、酸化亜鉛、二酸化チタン、ポルトランドセメント、大理石、線香材料粉じん、穀粉、綿じん、木粉、革粉、コルク粉、ベークライト
d	（第3種粉じん）	石灰石、その他の無機および有機粉じん

(2) 予測ばく露量

化学物質又は粉じんについて、その取扱量（1バッチあたり又は一日の使用量であり、ばく露量や化学物質の飛散・発散量ではない。）と揮発性・飛散性がそれぞれ表4、表5のどの区分に該当するかを確認します。

表4 取扱量の区分

区 分	取扱量の目安
大 量	トン、kl 単位で計る程度の量 例：砂、溶湯
中 量	kg、l 単位で計る程度の量 例：クローム添加剤
少 量	g、ml 単位で計る程度の量 例：アセチレン

表5 揮発性・飛散性の区分

区 分	揮発性・飛散性の目安と例
高揮発・ 高飛散	高揮発性液体（沸点 50℃未満）、高飛散性固体（微細で軽い粉じんの発生する物） 例：アセトアルデヒド、粉じん
中揮発・ 中飛散	中揮発性液体（沸点 50～150℃）、中飛散性固体（結晶質、粒状、すぐに沈降する物） 例：メタノール
低揮発・ 低飛散	低揮発性液体（沸点 150℃超過）、低飛散性固体（小球状、薄片状、小塊状） 例：アンチモン、クローム添加剤（クロム）、フェノール

次に表 4 及び表 5 で確認した区分を表 6 に当てはめ、予測ばく露量を推定し、その予測ばく露量をリスク評価表③の「予測曝露量」欄に記入します。

表 6 予測ばく露量の判定

揮発性・ 飛散性 取極量	高揮発・高飛散	中揮発・中飛散	低揮発・低飛散
大量	EP4	EP4	EP3
中量	EP3	EP3	EP2
少量	EP2	EP1	EP1

(3) 望ましい管理手法の区分

(1) で区分された化学物質又は粉じんの有害性のレベルと、(2) で推定された予測ばく露量をそれぞれ表 7 に当てはめ、化学物質又は粉じんの望ましい管理手法のポイントを推定し、その区分（ポイント）をリスク評価表③の「望ましい管理手法」欄に記入します。

表 7 望ましい管理手法の区分（ポイント）

予測ばく露量 有害性 のレベル	EP4	EP3	EP2	EP1
A, a	4	4	4	4
B	4	4	3	2
C, b	4	3	2	1
D, c	3	2	1	1
E, d	2	1	1	1

(4) 現在実施している管理手法

化学物質又は粉じんに対する既存の災害防止対策が、表 8 のどの内容に該当するかを確認し、その区分（ポイント）をリスク評価表③の「現在実施管理手法」欄に記入します。

表 8 現在実施している管理手法の区分（ポイント）

管理手法 (ポイント)	タイプ	内 容
4	特殊	完全密閉又は専門家の提言に基づく対策の実施
3	封じ込め	密閉対策（少量の漏れがある）の実施
2	工学的対策	局所排気装置の設置、部分密閉等
1	全体換気	全体換気設備の設置
0	対策なし	保護具着用、保護具の着用なし

(5) リスクの見積り

(3)(4)で求められた区分(ポイント)を引き算して求めます。

$$\text{リスク} = (3) \text{ 望ましい管理手法のポイント} - (4) \text{ 現在実施している管理手法のポイント}$$

表9 リスクの優先度

リスク		優先度
4	高	直ちに対応すべきリスクがある
2又は3	中	速やかに対応すべきリスクがある
1以下	低	必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある

3 騒音に関するリスクの見積り(作業環境測定を実施していない場合)

(リスク評価表④関係)

(1) 有害性のレベル

騒音レベルが表10の有害性のレベルのいずれに該当するか確認し、そのレベルをリスク評価表④の「有害性レベル」欄に記入します。

表10 有害性のレベル

有害性のレベル	騒音レベル
A	90dB(A)以上
B	90dB(A)未満 85dB(A)以上
C	85dB(A)未満 80dB(A)以上
D	80dB(A)未満

(2) ばく露時間

騒音に対する「ばく露時間」について、その時間をリスク評価表④の「曝露時間」欄に記入します。

(3) リスクの見積り

(1)(2)の結果を表11に当てはめ、騒音のリスクを見積もり、その内容をリスク評価表④の「優先度(リスク)」欄に記入します。

表 1 1 リスクの見積り

ばく露時間 有害性 のレベル	8 時間 以上	8 時間未満 4 時間以上	4 時間未満 2 時間半以上	2 時間半未満 1 時間以上	1 時間 未満
A	高				
B	高			中	低
C	高	中	低		
D	低				

- ① リスク「高」: 直ちに対応すべきリスクがある。
 ② リスク「中」: 速やかに対応すべきリスクがある。
 ③ リスク「低」: 必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。

4 暑熱に関するリスクの見積り (リスク評価表⑤関係)

(1) 有害性のレベル分け

①WBGT 指数、②乾球又は湿球温度が、表 1 2 の有害性のレベルのいずれに該当するか確認し、そのレベルをリスク評価表⑤の「有害性レベル」欄に記入します。

表 1 2 有害性のレベル

有害性のレベル	WBGT 指数	WBGT 計が用意できない ときの指標	
		乾球温度	湿球温度
A	3 1℃以上	3 5℃以上	2 7℃以上
B	2 8～3 1℃	3 1～3 5℃	2 4～2 7℃
C	2 5～2 8℃	2 8～3 1℃	2 1～2 4℃
D	2 1～2 5℃	2 4～2 8℃	1 8～2 1℃
E	2 1℃まで	2 4℃まで	1 8℃まで

(2) 作業の程度分け

暑熱作業における作業の程度を表 1 3 から選び、その作業程度の内容をリスク評価表⑤の「作業の程度」欄に記入します。

表 1 3 作業の程度

作業の程度	作 業 内 容 (例)
極高代謝率作業	全身の激しい動作（上記の動作で呼吸が荒くなる動作等）
高代謝率作業	全身の動作（例：抱き上げる、まわす、引く、押す、投げる、歩く等）
中程度代謝率作業	上肢の動作（例：組み立てる、検査する、塗る等）
低代謝率作業	手先の動作、足先の動作（例：書く、タイピング、足でペダルを踏む等）

(3) リスクの見積り

(1) (2) の結果を表 1 4 に当てはめ、暑熱のリスクを見積もり、その内容をリスク評価表⑤の「優先度（リスク）」欄に記入します。

表 1 4 リスクの見積り

作業の程度 有害性 のレベル	極高代謝率	高代謝率	中程度代謝率	低代謝率
A	高	高	高	高
B	高	高	高	中
C	高	高	中	低
D	高	中	低	低
E	中	低	低	低

- ① リスク「高」：直ちに対応すべきリスクがある。
- ② リスク「中」：速やかに対応すべきリスクがある。
- ③ リスク「低」：必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。

A: 就労条件への配慮									
チェック項目	評価のポイント	できていない	1/3以上	半分以上	2/3以上	ほぼできている	わからない	自職場は該当なし	高齢労働者に配慮した職場改善事項
1 あらかじめ作業標準などで作業内容を具体的に指示し、作業者本人が事前に作業を計画できる	どんな作業をするのか、あらかじめ具体的にわかりやすく示し、作業にかかる前に自分で計画を立てて仕事に取りかかれるようにしていますか	1	2	3	4	5			①反応型の作業ではなく、事前に計画が立てられる作業にする。 ②作業内容を明確にし、できる限り具体的に指示する。
2 適正な休憩時間を置いている	疲労感、行っている作業だけではなく、休憩の間隔や長さによっても大きく変わります。適度な休憩を取れるようにしていますか	1	2	3	4	5			○注意の集中が必要な作業の継続時間は短時間とする。
3 作業から離れて休憩できるスペースを設けている	疲労感の軽減のために、作業を離れて快適に休憩できる十分な広さのスペースがありますか	1	2	3	4	5			○作業から離れて休憩できるスペースを設ける。
4 夜勤(22時から5時の勤務)はなくしているか、やむを得ず夜勤をする場合には夜勤形態や休日に配慮している	加齢とともに、昼から夜、あるいは夜から昼といった勤務シフトの変更に体を慣らしていくことが難しくなります。夜勤について十分な配慮をしていますか	1	2	3	4	5			○交代勤務の場合は夜勤から次のシフトに変わる間の休日を長めにする。
5 半日休暇、早退制度などの自由度の高い就業制度を実施している	加齢とともに、高血圧や高脂血症など、何らかの疾患を持つ人が増え、定期的に病院に行くことも多くなります。このための時間を取りやすくしていますか	1	2	3	4	5			○半日休暇、早退などの自由度の高い休暇制度を実施する。

B: 作業者への配慮									
チェック項目	評価のポイント	できていない	1/3以上	半分以上	2/3以上	ほぼできている	わからない	自職場は該当なし	高齢労働者に配慮した職場改善事項
1 年齢・個人差を考慮して仕事の内容・強度・時間等を調整している	筋力や運動能力は年齢に従って低下し、個人差も大きくなります。年齢だけでなく、個人の特徴を把握して作業内容や作業時間などの調整を行っていますか	1	2	3	4	5			①配置に当たって経験を配慮する。 ②反応型の作業でなく、事前に計画がたてられる作業にする。
2 職場配置にあたっては、本人の意向を反映させている	高齢という理由で職務適性を判断することなく、本人の意向、経験などをふまえて職場配置を行っていますか	1	2	3	4	5			○本人の意向、評価を聞き、これに基づいて職務適正を判断する。
3 作業者本人が仕事の量や達成度を確認できるようにしている	高齢者は若年者に比べて、仕事の量や内容の急な変更に適応しにくいことが知られています。作業の進み具合等が確認できるようにしていますか	1	2	3	4	5			
4 作業者からのヒアリングの機会を積極的に設けている	仕事の内容や権限を把握しておくとともに、年長者としての立場を尊重し、不公平感、不安感を避けるために、ヒアリングの機会を設けていますか	1	2	3	4	5			○職制と責任を明確化し、技能評価結果を明示する。

※各チェック項目の点数が1～3の場合は、関連する「高齢労働者に配慮した職場環境改善事項」を参考にして職場の改善対策に取り組んでください。

C:作業負荷低減への配慮										
チェック項目	評価のポイント	できていない	1/3以上	半分以上	2/3以上	ほぼできている	わからない	自職場は該当なし	高年齢労働者に配慮した職場改善事項	
1 素早い判断や行動を要する作業がないようにしている	認知能力も年齢が高くなるほど個人差は大きくなります。反応が低下してきた高年齢労働者については、素早い判断・行動を要する作業をなくしたり、適性を考慮して就かせるように配慮をしていますか	1	2	3	4	5			①素早い判断を必要とする作業をなくす。 ②作業中に一呼吸おくことができない速い作業をなくす。 ③速い動作を伴う作業は極力避ける。	
2 作業者が自主的に作業のペースや量をコントロールできるようにしている	高年齢労働者は若年労働者に比べ、時間に追われるような仕事には慣れにくく、またミスもしやすいことが知られています。作業者が自主的に作業負荷をコントロールできるようにしていますか	1	2	3	4	5			○できる限り作業者が自主的に作業ペースのコントロールができるようにする。	
3 強い筋力を要する作業や長時間筋力を要する作業を減らしている。あるいは、補助具を用いるなどの配慮をする。	個人差はありますが、高年齢者は筋力が低下してきます。作業内容を変える、補助具を用いるなどの配慮をしていますか	1	2	3	4	5			○作業に用いる筋力の生涯最大値の70%以上となる大きい作業負荷など、強い筋力を要する作業は極力減らすか避ける。	
4 高度の注意集中が必要な作業は一連続作業時間や作業後の休憩時間を配慮する。	監視作業や製品検査など高度の集中が必要な作業については、たとえば、一連続作業時間が長くないように、ローテーションによって作業を分担するなどの配慮をしていますか	1	2	3	4	5			○注意の集中が必要な作業は、長くないように配慮する。	

D:作業姿勢への配慮										
チェック項目	評価のポイント	できていない	1/3以上	半分以上	2/3以上	ほぼできている	わからない	自職場は該当なし	高年齢労働者に配慮した職場改善事項	
1 背伸びする、腰・ひざを曲げる、体をひねる、腕をあげるなどの不自然な姿勢となる作業を減らしている	個人差はありますが、加齢による筋力、関節の動き、柔軟性などの低下は避けられません。体の曲げ伸ばしやねじれ姿勢など不自然な作業姿勢を減らしていますか	1	2	3	4	5			○できるだけ不自然な姿勢となる作業を減らす。	
2 必要に応じて作業時に椅子などを用いて立位作業を減らしている	加齢とともに筋力や平衡感覚が低下し、バランス能力も落ちてきて、体の安定がとりにくなります。長時間の立位作業を減らしていますか	1	2	3	4	5			○できるだけ立位作業を減らす。	
3 必要なものは視野内の手の届く範囲にあり、無理なく作業ができるようにしている	加齢とともに関節の動く範囲が狭くなり、無理に手を伸ばしてバランスを崩すともあります。視野に入り、体をねじることなく作業できるようにしていますか	1	2	3	4	5			○腕を曲げた状態で手の届く範囲に負荷がくるよう作業設計する。	
4 個人に合わせて選択・調整できる工具、椅子、作業台などを提供している	扱いにくい工具、無理な姿勢は、疲労の蓄積や傷病、また事故の生じる原因となります。個人の特性にあった工具や、高さ・傾きが調整できる作業台・椅子などを提供していますか	1	2	3	4	5			○個人に合わせて調整できる椅子、工具を提供する。	

※各チェック項目の点数が1～3の場合は、関連する「高年齢労働者に配慮した職場環境改善事項」を参考にして職場の改善対策に取り組んでください。

E:作業環境への配慮										
チェック項目	評価のポイント	できていない	1/3以上	半分以上	2/3以上	ほぼできている	わからない	自職場は該当なし	高年齢労働者に配慮した職場改善事項	
1 作業で扱う機器・書類や作業場の掲示物、ディスプレイ(表示画面)などを見やすくする工夫をしている	個人差はありますが、高齢になると、焦点の調整が難しくなります。文字の大きさや色調、コントラストに配慮していますか	1	2	3	4	5			○掲示物は、見えにくい色彩、不明瞭なコントラストを確認し、改善する。青・緑色など一般の背景色から弁別しにくい識別表示を減らす。	
2 作業場だけでなく、通路・階段なども適切な照度が確保されている	個人差はありますが、高齢になると、明るさに対して目が慣れるのに時間が長くなります。また、暗いところでは足元が見えにくくなります。作業場だけでなく、歩行する箇所にも一定の照度が確保されていますか	1	2	3	4	5			○作業場及び通路に適切な照明を設ける。	
3 会話を妨げたり、異常音を聞き取りにくくするような背景騒音を減らしている	騒音が常にあると、警告音がわかりにくくなったり、いろいろな感や注意散漫が生じる原因になります。騒音対策をしていますか	1	2	3	4	5			○会話を妨げる、異常音を聞き取りにくくする、いろいろな感や注意散漫を減少させる。背景騒音レベルは製造現場で70デシベル以下、事務作業では55デシベル以下に抑える。	
4 暑熱職場・寒冷職場における対策をしている	個人差はありますが、加齢に伴い温度への耐性や体温を調節する能力が低下します。作業中の暑熱対策、保護具の着用、継続時間の低減などの対策をとっていますか	1	2	3	4	5			①暑熱環境下の作業では、暑熱環境リスクをWBCT指数で評価し、熱中症予防のための基本的対策を講じる。 ②作業休止時間・休憩時間の確保に努める。 ③寒冷環境下で作業をする場合には適切な防寒具を使用する。	

F:安全への配慮										
チェック項目	評価のポイント	できていない	1/3以上	半分以上	2/3以上	ほぼできている	わからない	自職場は該当なし	高年齢労働者に配慮した職場改善事項	
1 熟練者にありがちな慣れによる事故を防ぐ工夫をしている	個人差はありますが、高齢になると危険性を低く見積もり意識的・意図的な不安全行動により事故をおこすことがあります	1	2	3	4	5			○高年齢労働者と若年労働者が協働できる職場とし、高年齢労働者の生理機能の低下に起因する事故の発生を防止できる職場にする。	
2 出来る限り危険な作業場での従事機会を減らしている	個人差はありますが、加齢とともに筋力や平衡感覚の低下は避けられません。極力危険な場所での作業を減らすとともに、そのような機会をつくらないように配慮していますか	1	2	3	4	5			○本人の意向、経験を配慮しながら軽作業に配置することを検討し、高所作業、残業、深夜作業による負担を減らす。	
3 墜落・転落防止のため、足場・はしご・脚立等を使用する場合には、安定したものを使用させている。転倒防止のため、段差・傾斜がなく、滑りにくい床面になっている	個人差はありますが、高齢になるとバランス能力が低下します。傾斜を下げる、床面の段差をなくす、滑りにくくする、手すりを設ける等の措置を講じていますか	1	2	3	4	5			①滑りやすい歩行路をなくす。 ②階段には手すりを設ける。 ③段差のある場所の表示を行う。	
4 警告音の音程、音調は聞き取りやすくする工夫をしている	個人差はありますが、高齢になると高音域での聴覚低下が生じやすくなり、高い音の警告音が聞き取りにくくなります。警告音や指示音について対策や工夫をしていますか	1	2	3	4	5			○警告音は高純音より低音の電子音とし、また、警告は、必要に応じて、視覚や嗅覚に訴えるようにする。	
5 取り扱う物の重さが一目でわかる工夫(重量物色表示等)をしている	見た目以上に重いものを急に持ち上げる、支える、といった作業はケガや事故のもとになります。数値や色彩などで具体的に重さが分かるようにしていますか	1	2	3	4	5			○手では取り扱いを行う重量物には、重量表示をする。	
6 高年齢労働者に配慮し、職場に合った上記以外の安全対策を実施している	高年齢労働者の特徴(視力、聴力、俊敏性、筋力等の低下など)を理解し、それに見合った安全対策を実施していますか	1	2	3	4	5			①高所作業床の囲いの手すりは高めとし、中棧や爪先板を付ける ②見通しの悪い角には、カーブミラー等を設置する。 ③通路のコーナー部は直角とせず、斜め線や曲線とする。	

※各チェック項目の点数が1～3の場合は、関連する「高年齢労働者に配慮した職場環境改善事項」を参考にして職場の改善対策に取り組んでください。

G:健康への配慮										
チェック項目	評価のポイント	できていない	1/3以上	半分以上	2/3以上	ほぼできている	わからない	自職場は該当なし	高年令労働者に配慮した職場改善事項	
1 腰痛予防のための教育とトレーニングを積極的に受けさせている	腰痛は、特に高年齢労働者に多く発生します。腰痛予防のための教育、トレーニングの機会をつくり、積極的に受けさせていますか	1	2	3	4	5			○腰痛発生防止のための教育、トレーニングの機会を提供する。	
2 身体機能維持のための運動、栄養、休養に関するアドバイスを受けさせている	健康の保持・増進を行うために健康に関するアドバイスを受けられる環境を整備し、その機会を提供していますか	1	2	3	4	5			①高血圧症罹患、耐糖能異常及び糖尿病罹患、握力、心肺機能、貧血、肝機能異常といった指標には特に配慮する。 ②健康に関するアドバイスを受けられる環境を整え、必要な情報を提供する。	
3 健康診断の結果の説明を作業者に受けさせている	健康診断を受けるだけでなく、必ず結果を通知し、その内容についてよく理解してもらうことで、健康の維持増進に努める配慮をしていますか	1	2	3	4	5				
4 生活習慣病などに対する健康指導・健康教育を受けさせている	個人差はあるが、高齢になると高血圧、糖尿病、高脂血症などの生活習慣病にかかる人が増えます。これらに関する知識や対策について指導・教育を受けさせていますか	1	2	3	4	5			①健康の保持増進に関わる、生活習慣、運動習慣についての知識と実践の機会を提供する。 ②精神衛生上の配慮をした形で、必要な技能教育・健康教育の機会を提供する。	
5 健康状態を配慮して適正配置を行っている	作業者の健康状態に応じて、勤務シフトを変更したり、作業負荷の高いものは軽作業と組み合わせ、ローテーションするなどの配慮をしていますか	1	2	3	4	5				

H:新しい職場への適応の配慮										
チェック項目	評価のポイント	できていない	1/3以上	半分以上	2/3以上	ほぼできている	わからない	自職場は該当なし	高年令労働者に配慮した職場改善事項	
1 職務内容の難易度に応じて適切な導入教育期間の調整を(作業者の要望を考慮しながら)行っている	個人差はあるが、高齢になると適応にかかる時間がより長くなります。新たな作業に就く際には、個人差、体力差、習熟度、職務経験などを考慮し、習熟のための時間を十分にとっていますか	1	2	3	4	5			(1)配置に当たって経験を配慮する。 (2)反応型の作業ではなく、事前に計画が立てられる作業にする。	
2 新規の作業に従事する場合には、過去の作業経験との関連性を活かした教育を行っている	個人差はあるが、高齢になると新たな作業への適応には時間がかかることから、過去の経験を踏まえ、以前の作業との関連性を示すことで、より早く習熟できるようにしていますか	1	2	3	4	5			○配置に当たって経験を配慮する。	
3 作業標準を守っているかどうか確認を行っている	慣れや過去の経験からの「思い込み」で作業の手順・やり方を勝手に変えていないことを確認していますか	1	2	3	4	5			○作業標準を設定し、遵守の確認を行う。	
4 職務習熟のための機会や手段が用意、提供されている	個人差はあるが、高齢になると新しいことへの対応が困難になってきます。時間をかけることで十分に克服できます。教育時間に余裕を持たせたり、ビデオや簡易教材などで自己学習できるようにしていますか	1	2	3	4	5			○作業手順の省略を行わないよう教育する。	

※各チェック項目の点数が1～3の場合は、関連する「高年齢労働者に配慮した職場環境改善事項」を参考にして職場の改善対策に取り組んでください。

(別添 2)

基安安発 0731 第 2 号

基安労発 0731 第 2 号

基安化発 0731 第 2 号

平成 21 年 7 月 31 日

社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

労働衛生課長

化学物質対策課長

平成 21 年度中小規模事業場を対象とした
危険性又は有害性等の調査等普及促進等事業実施細目について

平素より、厚生労働行政の推進に多大な御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記事業の実施に当たり、別添のとおり「平成 21 年度中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査等普及促進等事業実施細目」を定めましたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑な実施をよろしく願いいたします。